

種苗法の一部を改正する法律案新旧対照条文
種苗法（平成十年法律第八十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五十六条 次の名号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専利用権を侵害した者</p> <p>二 育成者権又は専利用権の侵害の行為を組成した種苗を用いることにより得られる収穫物を、育成者権者又は専利用権者の許諾を得ないで、業として生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管した者</p> <p>第五十八条 次の名号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五十条第一項及び第二項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者</p> <p>二 第五十一条第一項又は第二項の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者</p> <p>第五十九条 次の名号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>第五十六条 第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十八条 次の名号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第五十条第一項及び第二項の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者</p> <p>二 第五十一条第一項又は第二項の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者</p> <p>第五十九条 次の名号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第四十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>

<p>二 正当な理由がないのに第五十三条第一項又は第五十三条の二第二項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>三 第五十四条の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者</p> <p>第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十六条 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十七条、第五十八条又は前条第一号若しくは第三号 各本条の罰金刑</p>	<p>二 正当な理由がないのに第五十三条第一項又は第五十三条の二第二項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>三 第五十四条の規定による報告若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者</p> <p>第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十六条から第五十八条まで又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>
--	---